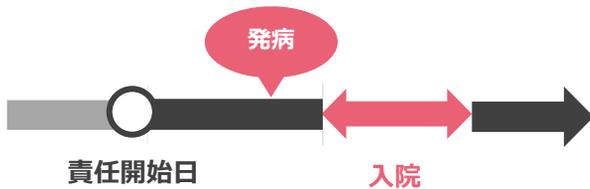


お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

責任開始と発病の時期



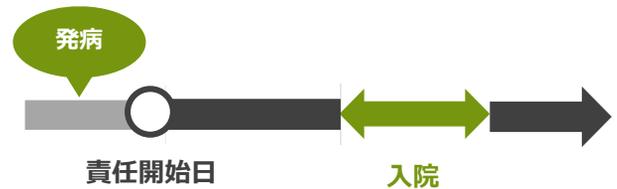
ご契約の責任開始時以後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合



原因となる傷病が、**責任開始時以後**に生じているため、入院給付金をお支払いします。



ご契約の責任開始時前に発病した「椎間板ヘルニア」について告知せずに入会し、責任開始日から1年後に悪化し入院した場合



原因となる傷病が、**責任開始時前**に生じているため、入院給付金をお支払いできません。

解説

- 入院給付金等は、その原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合にお支払いします。したがって、**原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合は、入院給付金等をお支払いできません。**

※なお、引受緩和型商品は責任開始時前に生じた疾病を原因として入院等をした場合でも、責任開始時以後にその疾病が悪化したこと等により、入院等の必要があると医師によって診断されたときは、入院給付金等のお支払いの対象となります。詳細はご契約のしおり・約款をご確認ください。

- ただし、入院給付金等のお支払いについて、責任開始日から2年経過後に入院を開始した場合や、ご契約時に、責任開始時前に生じた疾病について告知があった場合等には、責任開始時以後の原因によるものとみなします。